



王塚古墳のある町

桂川町 けいせんまち
KEISEN TOWN

移住定住支援

浄化槽設置補助金交付事業

最終更新日：2026 年 6 月 17 日

浄化槽の普及促進を図り、遠賀川流域をはじめ、公共用水の水質保全と生活環境の改善・保全を目的に、町民が取得する新築又は既存住宅の持家に新たに浄化槽を設置する場合、また、中古住宅購入後に既存の単独処理浄化槽または、くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合に、設置費用の一部を補助します。

1. 補助金の交付要件

補助申請を行う年度内に設置工事及び完了検査などの諸手続きが完了し、次の要件をすべて満たすものが対象となります。なお、申請書提出前や交付決定前に工事着工したものは対象外となります。

- 1) 処理対象人員が、10 人槽以下であるもの
- 2) 専用住宅または店舗等併用住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用）に設置するもの。
- 3) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽
- 4) 小型合併処理浄化槽機能保証制度の登録浄化槽
- 5) 町税等の滞納がないこと。
- 6) 暴力団員でない、又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

2. 補助金の額

合併処理浄化槽設置費

- 1) 5 人槽（延べ床面積が 130 m²以下の住宅）・・・332,000 円
- 2) 6～7 人槽（延べ床面積が 130 m²を超える住宅）・・・414,000 円
- 3) 8～10 人槽（二世帯住宅：台所及び浴槽が 2 か所以上）・・・548,000 円

処分費及び配管設置費（槽の規模にかかわらず定額）

- 1) 単独処理浄化槽の処分費・・・150,000 円
- 2) くみ取便槽の処分費・・・120,000 円
- 3) 単独処理浄化槽の転換に伴う配管設置費・・・330,000 円
- 4) くみ取便槽の転換に伴う配管設置費・・・330,000 円

3. 申請期間と申請先

【申請期間】 役場開庁時間中

【受付場所】 桂川町役場保険環境課生活環境係（電話：0948-65-1097）

4. 補助金交付申請手続き

【必要書類】

- 1) 桂川町浄化槽設置補助金交付申請書
- 2) 位置図（付近見取り図）、住宅平面図（配置配管図）
- 3) 浄化槽設置届及び受理書の写し
- 4) 工事請負契約書の写し
- 5) 誓約書
- 6) 小型合併浄化槽機能保証登録証
- 7) 浄化槽設備士免状又は修了証書の写し
- 8) 浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理（C）票
- 9) 賃貸の住宅等の場合は、賃貸人の承諾書

浄化槽設置施工業者が作成します。

浄化槽設置施工業者にご相談ください。